平成２５年（フ）第４０号
青森県八戸市一番町２丁目３番地11マンションエクレール103号室
破産者　軽米　万澄
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２５号
山形市蔵王成沢422番地の７
破産者　長岡　俊英
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
千葉県銚子市春日町2195番地の６
破産者　小野　三郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８６３号
横浜市磯子区磯子４丁目13番10―105号
破産者　原田　泰之
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０７号
神奈川県大和市草柳２丁目20番地２　大和南パークホームズ206号
破産者　片山　隆司
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４９号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目４番６号　サンヒルズＣ104
破産者　高橋　耕二
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９３号
金沢市小立野２丁目17番28号　小立野２丁目Ｋ貸家001号、従前の住所金沢市新保本５丁目164番地３
破産者　能瀬　　敦
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
金沢市間明町２丁目24番地３　信開ドムス間明607
破産者　田中　克明
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
金沢市瓢箪町22番23号、従前の住所金沢市高畠２丁目35番地１
破産者　梅畑　秀次
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１４７号
静岡県藤枝市前島２丁目１番37―501号　大原ビル、開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町伏見537番地の16
破産者　松倉　英明
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３１号
静岡県浜松市西区西山町411番地の２　介護老人保健施設西山ウエルケア、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市気子島978番地　磐南中央病院
破産者　南　　幸
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
京都府木津川市梅美台６―18―26、住民票上の住所京都府八幡市西山丸尾３番地７
破産者　松田　和己
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８５号
京都市北区紫竹東桃ノ本町23番地　紫竹ハイム１―Ｄ
破産者　中村　光治
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
京都市伏見区桃山南大島町45番地17
破産者　杉足　吉彦
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目４―21　呉屋方、開始決定時の住所兵庫県伊丹市荻野８丁目13番地３
破産者　山形　敏秋
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番１―506号
破産者　茅原　陽一
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目８番10―406号、住民票上の住所兵庫県伊丹市山田５丁目８番29―105号
破産者　田中　雄一
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県宝塚市今里町10番２―502号、前住所東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目３番23―506号
破産者　近藤　弘一
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係